

企画第236号

平成28年8月19日

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 林 一元様

石狩市長 田岡克介

### 市民参加制度に関する諮問

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第28条の規定に基づき、市民参加手続の実施運用状況の評価及び市民参加制度をより良い内容とするための改善方策について、貴審議会の意見をうかがいます。

平成 30 年 3 月 15 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市市民参加制度調査審議会

会 長 林 一 元

### **市民参加手続の実施運用状況の評価及び改善方策に関する答申**

平成 28 年 8 月 19 日付石企画第 236 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

#### **1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について**

##### **(1) 平成 27 年度、平成 28 年度の実施状況について**

平成 28 年度において 1 件の委員会開催案内の周知漏れがありましたが、この 2 年間は概ね適正に実施されていたと評価します。

行政活動への市民参加を推進するための手段としては、学校の整備に係る検討のための意見交換会では、学校を通して保護者説明会を開催したほか、回覧板や広報誌などの周知により地域説明会を開催したことによって、多くの方が参加されました。このことから、対象に合わせた周知方法が有効であると考えます。

また、こども未来館あいぽーと前公園の利活用の検討では、あいぽーとに来る子どもたちを中心にワークショップが行われ、こういった取り組みに子どもたちが主体的・積極的に参加することは、社会の一員として意見を表明する経験や、地域への愛着やまちづくりに対する関心をもつ機会になったのだろうと思います。こういった経験が、今後の様々な場面での子どもの意見表明や参加の機会への道筋となるという、新たな効果があったものと認められます。

今後も、従来からの手法にとらわれず、引き続き創意工夫に努めてください。

## 2. 市民参加制度をより良い内容とするための改善方策

### (1) 市民参加制度の推進について

石狩市はいち早く「市民の声を活かす条例」が制定され、先駆けとして実施運用における成果が注目されているところであり、市政の運営を市民の声を活かして協働で推進していくために、市民参加制度の方策は重要であります。

本審議会で出された提案の中で、改善可能な項目については直ちに改善するなど、柔軟な対応は評価します。

この制度を市民にこれまで以上に浸透させるため、最も効果的な媒体は毎月発行している「広報いしかり」の活用ですが、知恵と工夫によって参加しやすい環境づくりやシステムを構築することで、市民の声に参加する広がりが期待できるものであります。

これまでを振り返り、さらに制度の成果を上げるために、下記の改善方策を提案するものであります。

#### ① 市民参加制度の周知方法

市民がより分かりやすく市民参加情報を取得し、かつ、市役所を身近な場所として感じてもらうために、広報誌を最大限活用することは勿論ですが、その他に市ホームページへの記事掲載方法など見やすさへの配慮や、配信メールの普及促進、各種イベント等においてのPRなど、今後においても効果的な方策を取り入れながら、広く積極的な周知に努めるべきと考えます。

#### ② 意見を出しやすくする工夫

形式にとらわれない会議の有り様を検討するなど、柔軟な発想のもと進めることや、パブリックコメントとは何かなど、市民の誰が見ても言葉の本質が分かるように注釈を付すなど、相手に意見をもらいたいという意識を持ち、より分かりやすい表現方法を採用する工夫も必要と考えます。

また、市民の意見が反映されていることをPRすることで、次も意見を言ってみようという動きに繋がることが期待されます。

いずれの手法においても、幅広い世代が、意見を出す場に参加しやすい・参加してみたいと思う仕組みづくりを期待します。

## (2) 市民参加制度調査審議会のあり方について

「市民の声を活かす条例」において、本審議会の委員は最低限、学識経験者1人、団体推薦者1人、一般公募5人、市職員1人で、委員の数は8人以上15人以内で組織しなければなりません。

本審議会では、前回の第7次審議会の答申を受け、条件付きで9人に減員して審議を進めてきましたが、審議会発足時の15人体制での運営から、段階を経て現在の9人体制に至るまで、課題解決に向け様々なテーマごとに議論されており、概ね軌道に乗ったものと思われます。

現体制において規定範囲内の委員構成で、本審議会の役割を十分果たすことができていると思いますので、次の審議会でも現9人体制で進めるべきと考えますが、積極的に応募していただいた一般公募の委員が意見を出しにくくならないように、引き続き他委員の人数を下回ることなく、現在の委員構成と人数を維持していくことが適当と考えます。

なお、本制度の改正が必要になるような、重要な審議を行う場合には、委員の数を増やすなどの措置を講じる必要があると考えます。